平成２４年（フ）第１７９号
富山市下堀49番地４
債務者　扇谷　恵美
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８１号
富山市曙町２番30号、前住所大阪市都島区都島本通五丁目13番４号　ルネッサンス都島205号
債務者　鬼塚　優美
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前11時55分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５７号
広島県福山市東手城町３丁目18番17号、旧住所広島県福山市春日町３丁目19番13号
債務者　木寺　一美
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第４６８６号
大阪市港区磯路３丁目14番７―501号
債務者　岡　　義之
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８０１号
大阪府寝屋川市仁和寺本町６丁目５番７―201号
債務者　津毛　　知
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７７号
栃木県日光市土沢2154番地２、前住所栃木県日光市大室1927番地14
債務者　福田　高子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４２２号
栃木県塩谷郡塩谷町大字船生2489番地３
債務者　沼尾真由美
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４５５号
栃木県鹿沼市鳥居跡町1001―１　リバティ30Ｄ203号室、住民票上の住所栃木県鹿沼市末広町1916番地
債務者　秋澤　由桂
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４５６号
栃木県宇都宮市東浦町18番１号
債務者　山下　　結
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４７６号
栃木県日光市大室1830番地234
債務者　片桐　　勲
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第９３号
栃木県下野市石橋827番地１　石橋ハイツ101
債務者　石栗　孝子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第９５号
栃木県小山市東城南４丁目32番地２
債務者　山中　千春
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１０４号
栃木県小山市大字横倉新田266番地102　エスポワールＸ棟
債務者　宮﨑　孝子（旧姓塚田）
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第４７７号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目５番地　瑞穂野市営住宅10号棟14号室
債務者　小見　　孝
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４８０号
栃木県宇都宮市中河原町３番23号　メゾンド今小路303、前住所千葉県船橋市旭町１丁目18番24号
債務者　田口　裕樹
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係